

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、静岡県の中央部に位置し、中央を大井川が流れ、良質なお茶と温泉が特徴の自然豊かなまちである。町域は、大井川に沿った東西約 23km、南北約 40km の南北に細長い形で、面積は 496.72km²である。このうち約 90%が森林を占めている。

令和 4 年 4 月 1 日現在の当町の人口総数は 6,172 人で、その人口構造は年少人口（0～14 歳）6.0%、生産年齢人口（15～64 歳）43.2%、高齢者人口（64 歳以上）50.7% となっており、高齢化率が 50.7% である。

当町は良質なお茶と温泉が特徴の自然豊かな町であるため、寸又峡温泉など観光業や川根茶の生産などに係る産業が多いのが特徴である。また、小売業を中心に個人経営のお店が多いのも特徴である。第三次産業（サービス業等）が主要であり、次に第二次産業（製造業等）が続く産業構造である。

多くの企業が中小企業者に該当し、令和 3 年度末には約 400 件ある。昨今の社会情勢や当町の少子高齢化などから、町内中小企業者は、事業縮小や廃業、経営者の高齢化、後継者難等により減少し、厳しい状況である。しかし、平成 28 年度に創業支援事業計画が認定され、令和 3 年度末までに累計 11 件が創業した。起業者の中には移住する方も多く、人口減少の課題解決の一端を担っている。また、サテライトオフィスの開設もあり、町内中小企業者にとっても良い刺激となっている。今後、町内中小企業者の支援も継続しつつ、地域特性を生かした新規事業の創出なども検討していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、静岡県内の 12 町の中で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更なる経済発展を目指す。これを実現するため、川根本町では先端設備等導入計画の認定目標件数を国の同意日から 2 年間で 6 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入基本計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の生産性向上に係る設備投入を促し、幅広い取組

を支援するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備については、当町の雇用創出や地域経済の発展に結びつかないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者の生産性向上に係る設備投入を促し、幅広い取組を支援するため本計画の対象地域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

全産業分野の中小企業者の生産性向上に係る設備投入を促し、幅広い取組を支援するため本計画の対象業種及び事業は、当町の全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

当町において中小企業者が提出する先端設備等導入計画において、認定をしようとする際に配慮する事項は以下のとおり。

- ・先端設備等の導入する目的が、人員削減を目的とした取組みの場合は、認定の対象としない。
- ・先端設備導入基本計画の提出時において、中小企業者が川根本町補助金等交付規則（平成17年川根本町規則第39号）第4条第4項に規定する町税等の滞納がある場合は認定の対象としない。
- ・中小企業者が暴力団体等の反社会的勢力でないこと及び反社会勢力との関係を有していないこと並びに反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。
- ・中小企業者の事業内容が公序良俗に反する取組みでないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。